

飯豊山鳥獣保護区飯豊山特別保護地区指定計画書 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>1 指針</p> <p>(1) 特別保護地区の名称 飯豊山鳥獣保護区特別保護地区</p> <p>(2) 特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) 鳥獣保護区の存続期間 平成19年11月1日～平成29年10月31日（10年間）</p> <p>(4) 特別保護地区の指定区分 大規模生息地の保護区</p>	<p>1 特別保護地区の概要</p> <p>(1) 特別保護地区の名称 飯豊山鳥獣保護区飯豊山特別保護地区</p> <p>(2) 特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) 特別保護地区の存続期間 平成29年11月1日から平成49年10月31日まで（20年間）</p> <p>2 特別保護地区の保護に関する指針</p> <p>(1) 特別保護地区の指定区分 大規模生息地の保護区</p>
<p>(5) 特別保護地区の指定目的</p> <p>飯豊山鳥獣保護区は、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町の南部に位置し、標高 2,105 メートルの飯豊山を中心とした急峻な山岳地域で、複雑に入り組んだ溪谷があり、その背後にブナ帯、ヒメコマツ帯、亜高山帯植生、高山帯植生と標高によって変化に富んだ植生からなる広大な森林が広がっている。</p> <p>このような野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動物種であるイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類、さらに絶滅が危惧されるオコジョ、ヤマネ等の高山性の鳥獣類など、多様な鳥獣類が生息している。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、宝珠山及び大丸森山に囲まれた区域は、大又沢を中心とした複雑に入り組んだ急峻な溪谷と、ブナ、ミズナラなどの広葉樹天然林から高山帯植生と変化に富んだ植生からなる森林が広がっていることから、イヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類が生息しているほか、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、ヤブサメ、ルリビタキ、メボソムシクイ、ホシガラス、オオルリ等の森林性、高山性の野鳥や、ミソサザイ、アカショウビン、カワガラス等の水辺に住む野鳥が数多く生息している。</p> <p>また、獣類では、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、春先の餌となる植物等が多く生育し、繁殖のための極めて重要な地域になっている。</p> <p>このため、当該区域は、飯豊山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定</p>	<p>(2) 特別保護地区の指定目的</p> <p>飯豊山鳥獣保護区は、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町の南部に位置し、標高 2,105 メートルの飯豊山を中心とした急峻な山岳地域で、複雑に入り組んだ溪谷があり、その背後にブナ帯、ヒメコマツ帯、亜高山帯植生、高山帯植生と標高によって変化に富んだ植生からなる広大な森林が広がっている。</p> <p>このような野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動物種であるイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類、さらに絶滅が危惧されるホンドオコジョ、ヤマネ等の高山性の鳥獣類など、多様な鳥獣類が生息している。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、宝珠山及び大丸森山に囲まれた大又沢の中流から下流にかけての区域は、複雑に入り組んだ急峻な溪谷と、ブナ、ミズナラなどの広葉樹天然林から高山帯植生と変化に富んだ植生からなる森林が広がっていることから、イヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類が生息しているほか、コゲラ、ホシガラス等の森林性、高山性の野鳥や、アカショウビン、ミソサザイ等の水辺に住む野鳥が数多く生息している。</p> <p>また、獣類では、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、春先の餌となる植物等が多く生育し、繁殖のための極めて重要な地域になっている。</p> <p>このため、当該区域は、飯豊山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る</p>

する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針
保護管理方針

登山者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の
地目別面積及び水面の面積

総面積 1,289ha

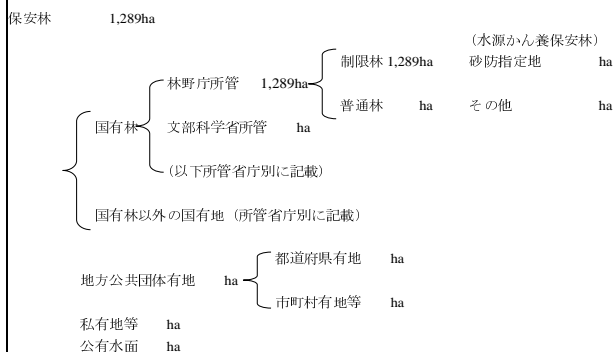
内訳

ア 形態別内訳

林 野	1,289ha		
農耕地	ha		
水 面	ha	<干潟	ha>
その他	ha		

イ 所有者別内訳

国有地 1,289ha



4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区的位置

小国町にある宝珠山、大丸森山に囲まれた大又沢を中心とした、飯豊山鳥獣保護区中央部南側に位置する。

イ 地形、地質等

大又沢を中心とした、複雑に入りくんだ急峻な渓谷地となっている。

ウ 植物の概要

ブナーチシマザサ群落、ヒメヤシヤブシートニウツギ群落、キタゴヨウークロベ群落等の自然植生に覆われている。

ものである。

(3) 管理方針

ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、自然保護のための普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の鳥獣の良好な生息環境の維持保全に努める。

3 特別保護地区の面積内訳
別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

西置賜郡小国町にある宝珠山、大丸森山に囲まれた大又沢の中流から下流にかけての区域で、飯豊山鳥獣保護区中央部に位置する。

イ 地形、地質等

大又沢を中心とした、複雑に入りくんだ急峻な渓谷地となっている。

ウ 植物相の概要

ブナーチシマザサ群落、ヒメヤシヤブシートニウツギ群落、キタゴヨウークロベ群落等の自然植生に覆われている。

<p>エ 動物相の概要 森林性の大型獣類、猛禽類を始めとする多様な鳥獣類が生息している。</p> <p>(2) 生息する鳥獣類 ア 鳥類 イヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、アカショウビン、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、ヤブサメ、トラツグミ、カワガラス、イワツバメ、アマツバメ、カッコウ、ツツドリ、ホトトギス、ジュウイチ、ホシガラス、カケス、キビタキ、オオルリ、ウグイス、ヤマドリ、ルリビタキ、メボソムシクイ、ミソサザイ、シロハラ、エナガ、アトリ、ウソ、イカル、トビ等</p> <p>イ 獣類 ツキノワグマ、ニホンカモシカ、<u>キツネ</u>、<u>タヌキ</u>、ニホンザル、<u>ノウサギ</u>、<u>イタチ</u>、ニホンリス、<u>アナグマ</u>、<u>テン</u>、<u>ムササビ</u>、<u>モモンガ</u>、<u>ヤマネ</u>、<u>オコジョ</u>等</p> <p>(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 なし</p> <p>5 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項</u> 当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。</p> <p>6 <u>鳥獣保護区</u>の指定及び維持管理に関する事項</p> <table border="0"> <tr><td>①鳥獣保護区用制札</td><td>本</td></tr> <tr><td>②特別保護地区用制札</td><td>2本</td></tr> <tr><td>③案内板</td><td>基</td></tr> <tr><td>④給水器</td><td>基</td></tr> <tr><td>⑤給餌台</td><td>基</td></tr> <tr><td>⑥巣箱</td><td>個</td></tr> <tr><td>⑦その他</td><td></td></tr> </table>	①鳥獣保護区用制札	本	②特別保護地区用制札	2本	③案内板	基	④給水器	基	⑤給餌台	基	⑥巣箱	個	⑦その他		<p>エ 動物相の概要 森林性の大型獣類、猛禽類を始めとする多様な鳥獣類が生息している。</p> <p>(2) 生息する鳥獣類 ア 鳥類 別表2のとおり (イヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、アカショウビン、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、ヤブサメ、トラツグミ、カワガラス、イワツバメ、アマツバメ、カッコウ、ツツドリ、ホトトギス、ジュウイチ、ホシガラス、カケス、キビタキ、オオルリ、ウグイス、ヤマドリ、ルリビタキ、メボソムシクイ、ミソサザイ、シロハラ、エナガ、アトリ、ウソ、イカル、トビ等)</p> <p>イ 獣類 別表3のとおり (ツキノワグマ、ニホンカモシカ、<u>ホンドキツネ</u>、<u>ホンドタヌキ</u>、ニホンザル、<u>トウホクノウサギ</u>、<u>ホンドイタチ</u>、ニホンリス、<u>ニホンアナグマ</u>、<u>ホンドテン</u>、<u>ニッコウムササビ</u>、<u>ホンドモモンガ</u>、<u>ヤマネ</u>、<u>ホンドオコジョ</u>)</p> <p>(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 <u>特になし</u></p> <p>5 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項</u> 当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより<u>被害損失</u>を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>6 <u>特別保護地区</u>の指定及び維持管理に関する事項</p> <table border="0"> <tr><td>特別保護地区用制札</td><td>2本</td><td>(2)</td></tr> </table> <p>※ () 内の数値は既設の本数</p> <p>7 参考事項</p> <p>(1) 当初指定 昭和59年11月13日(昭和59年11月13日県告示第1492号)</p> <p>(2) 経緯</p> <p>ア 平成9年11月1日 存続期間の更新(平成9年9月30日県告示第984号)</p> <p>イ 平成19年11月1日 存続期間の更新(平成19年10月26日県告示第947号)</p>	特別保護地区用制札	2本	(2)
①鳥獣保護区用制札	本																	
②特別保護地区用制札	2本																	
③案内板	基																	
④給水器	基																	
⑤給餌台	基																	
⑥巣箱	個																	
⑦その他																		
特別保護地区用制札	2本	(2)																